

令和9年度 重要事項確認表

児童名		学校名・ 学年	(令和9年4月1日現在) 小学校 年生
-----	--	------------	------------------------

放課後児童クラブを安全に運営するため、以下の確認項目をご確認のうえお申込みください。全ての項目を確認後、署名してください。(右欄にチェック(✓)を付けてください。)

	確認項目	チェック欄
1	「入室のてびき」をよくお読みのうえ、入室申込に必要な書類を全て揃えてからお申し込みください。書類が不足している場合は受け付けできません。	
2	保育を必要とすることの証明書については押印を必要としませんが(診断書は医師の押印等が必要)、証明書を無断作成または改変を行った場合は、入室承諾が取消となります。	
3	入室申込後に家庭の状況に変更(就労状況の変更、結婚、離婚、同居者の増減等)があった場合は、選考指数が変わる可能性がありますので、速やかに桶川市保育課へご連絡ください。	
4	同一世帯において保育料または放課後児童クラブ負担金等の滞納がある場合、審査・選考で不利となる場合があります。また、入室後に滞納が続く場合は退室していただく可能性があります。	
5	申込状況を必要に応じて、各施設と情報共有させていただくことがあります。	
6	希望クラブの空き状況、申込状況及び受入体制等により、入室出来ない場合があります。	
7	入室が保留(待機)となった場合は、初回のみ「待機通知書」を送付します。入室が可能になった場合のみ改めて通知します。	
8	公営クラブ入室が保留(待機)となった場合の入室申込みの取扱いについては、年度末(3月入室)の利用調整まで有効となります。年度内の申込みの取下げを希望する場合は、速やかに桶川市保育課へご連絡のうえ、「申込取下願」を提出してください。	
9	利用時間は保護者の就労証明書に記載された曜日、時間(就労時間+通勤時間)が基本となります。(例 土曜日は、原則、就労証明書に記載のある方しか利用出来ません。)	
10	19時00分までに完全降室してください。児童の帰宅時間が遅くなることによる学校生活への影響及び職員の労務管理の観点から厳守をお願いします。	
11	1日開室日(学校休業日等)は、保護者同伴のうえ7時30分以降に登室してください。児童の安全確保及び職員の労務管理の観点から厳守をお願いします。	
12	入室後、病気やその他の理由(他の児童に怪我をさせる恐れがある行為を繰り返す等)により集団活動に適しない場合は、入室承諾を取消す場合があります。	
13	児童数が少ない日や時間帯は、他のクラスと合同保育を行う場合があります。土曜日は、児童数により、入室したクラブとは別の放課後児童クラブで合同保育を行う可能性があります。	
14	児童の安全確保のため、就労の内容(就労日数・雇用期間延長等)、緊急連絡先、住所、世帯構成、送迎者、児童の健康状態等に変更があったときは、必ず職員に知らせてください。	
15	クラブのルールを守っていただけない場合は退室していただくことがあります。	

以上の全ての項目について、確認しました。

令和 年 月 日

署名欄 保護者氏名 _____